

9 法第 13 条第 1 項第 4 号□該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号□該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号□に

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：〇〇株式会社

登録商標：△△りんご

指定商品又は指定役務：第 29 類 冷凍果実，冷凍りんご

第 31 類 果実，りんご

商標登録の登録番号：第××××号

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：平成××年×月×日

該当する商標が複数ある場合には、該当する全ての商標ごとに記載。

〈商標権の存続期間の更新登録があった場合の記載〉

商標権の設定の登録の年月日

平成××年×月×日

商標権の存続期間の更新登録の年月日

平成××年×月×日

☐ 該当しない

該当しないに□を入れた場合には、(2)の各欄には何も□を入れない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当する場合とは、申請者が、該当する登録商標の商標権者である場合をいいます。この場合において、該当する登録商標について専用使用権者がいるときは、専用使用権者の承諾も必要となります。

☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当する場合とは、申請者が、該当する登録商標の専用使用権者であり、該当する登録商標の商標権者の承諾を得ている場合をいいます。この場合において、該当する登録商標について、申請者以外に専用使用権者がいるときは、その専用使用権者の承諾も必要となります。

- ☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当する場合とは、申請者が、該当する登録商標の商標権者の承諾を得ている場合をいいます。この場合において、該当する登録商標について専用使用権者がいるときは、専用使用権者の承諾も必要となります。

10 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：申請者に同じ

宛名：申請者に同じ

担当者の氏名及び役職：〇〇課長 △◇ 〇〇

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：××××@××××. ××

申請後に、審査を担当する審査官から申請の内容について照会をさせていただく場合があります。「連絡先（文書送付先）」欄の記載は、この照会をする際に利用されますので、照会に対して適切に回答することができる担当者の所属や氏名等を記載してください（共同申請の場合は各々記載）。

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☒ 1 明細書
- ☒ 2 生産行程管理業務規程
- ☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- ☒ 4 法第 2 条第 5 項に規定する生産者団体であることを証明する書類
- ☒ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
- ☐ (2) 申請者が法人（（1）に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
- ☐ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- ☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書
- ☒ 6 法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する欠格条項に関する申告書
- ☒ 7 法第 13 条第 1 項第 2 号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
- 書類名：（1）平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の財産目録
（2）平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の貸借対照表
（3）平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の収支計算書
（4）生産行程管理業務の年間計画書
- ☒ 8 法第 13 条第 1 項第 2 号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
- 書類名：（1）組織規程
（2）組織図
- ☒ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類
- 書類名：（1）〇〇みかん生産の歴史（〇〇社発行）
（2）〇〇市の農地土質状況マップ（〇〇市調べ）

3.3 明細書の作成方法

明細書は、申請書の基準を満たすことを前提とした生産者団体ごとの産品基準です。このため、申請書とは異なり、生産者団体ごとに作成することになります。申請書に記載されている産品の特性を満たすのであれば、より高いレベルの品質基準や生産方法を記載することもできますが、明細書の記載内容が申請書の内容に実質的に反する場合は、登録が拒否されます（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号イ）。

なお、申請書の記載内容と異なる箇所には、下線を付してください。

申請書における記載内容に実質的に反するとは、例えば、次のような場合です。

ア 申請書に記載した特性の基準に満たない内容を明細書に記載する場合（例：ミカンの糖度について、申請書では糖度 10 度以上と記載し、明細書では糖度 9 度以上と記載する場合）

イ 申請書に記載した生産の方法と比較して、特性の付与又は保持にとって必要十分な範囲を超える内容を明細書の記載内容とする場合（例：明細書に生産の方法として「○○という餌を与える」と記載しているが、この餌が特性の付与又は保持とは無関係な場合）

ウ 明細書に、(i)から(iii)までの事項が記載されている場合

(i) 申請農林水産物等の販売価格等についての取決めに関する事項

(ii) 競合規格の排除等に関する事項

(iii) (i)及び(ii)のほか、独占禁止法に抵触するおそれのある事項

<注意点> 独占禁止法に抵触するおそれのある事項について

GI 登録された製品の基準については、これに即して、生産者団体によるその構成員に対する内部管理が行われ、当該基準の適合の担保が図られるとともに、当該生産者団体の構成員以外の者の地理的表示の使用が禁止されますが、登録基準の内容については、第三者からの意見書提出手続及び学識経験者からの意見聴取手続を経た上で、農林水産大臣が、その内容を審査して、客観的に適正な内容であることを決定するため、基準自体が独占禁止法上直ちに問題になるわけではないと考えられます。

ただし、申請過程において市場における競争が実質的に制限される、あるいは公正な競争が阻害されるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となる可能性があります。そのような申請は却下又は登録が拒否されます。例えば下記の例が考えられます。

(1) 販売価格等の取決め

販売価格等は、明細書の記載事項ではないので、記載の方式違反として、補正命令、申請の拒否の対象となります。

(2) 規格の範囲の不当な拡張等

登録された基準（生産地、特性及び生産方法）が、その地理的表示が付される特定農林水産物等の内容として需要者に認識されているものと異なる場合（例えば、特性、生産方法等について品質改善や生産コスト縮減に向けた研究開発の排除につながるような規定を設けるなどにより、特定農林水産物等の特定上合理的に必要と認められる範囲を超える内容である場合）には、その地理的表示は、特定農林水産物等を特定するものではないとして、地理的表示登録を受けることはできません。

(3) 技術提案等の不当な排除

地理的表示登録申請手続に重大な瑕疵があった場合（例えば、生産者団体に加入している生産業者が、当該生産者団体の意思決定手続から不当に排除されるなどして、生産者団体の意思決定過程に瑕疵がある場合）には、不適法な申請として扱い、当該申請は却下されます。

上記のようなケースに該当するにもかかわらず、誤って地理的表示登録された場合には、不正の手段により地理的表示登録を受けたものとして、事後的に登録が取り消される可能性があります。

明細書の作成方法について、項目ごとに記載例を交えて解説します。

明 細 書

申請書と異なり明細書は申請団体
毎に各々作成します。

年 月 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇－〇〇〇〇）^{トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ} 東京都 千代田区 霞が関 〇丁目〇番〇号

名称（フリガナ）：^{マルマルノウギョウキョウドウクミアイ} 〇〇農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：<http://www.xxxxxx/>

2 農林水産物等の区分

（申請書と同一の内容を記載）

区分名：第3類 果実類

区分に属する農林水産物等：りんご

3 農林水産物等の名称

（申請書と同一の内容を記載）

名称（フリガナ）：^{マルマル} 〇〇りんご

複数者による共同申請の場合に、各団体で
生産地が異なる場合には、それぞれの生産地
を記載することになります。

例）A 団体 〇〇市

B 団体 □□町

の場合は、A 団体の明細書の生産地
には、△△県〇〇市を、B 団体のそれには、△
△県□□町を記載。申請書と異なる箇所に
下線を付すのを忘れずに記載してください。

4 農林水産物等の生産地

（原則として申請書と同一の内容を記載）

生産地の範囲：△△県〇〇市、□□町

申請書の産品規格が糖度 10 度から 14
度であり、重量にかかる産品規格がない産
品を例に申請書と異なる場合の記載例を
示します。申請書と異なる箇所に下線を付
すのを忘れずに記載してください。

5 農林水産物等の特性

（原則として申請書と同一の内容を記載）

→申請書の産品規格よりも厳しい産品規格を明細書に記載する場合

・「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、糖度は約××度高く（「〇〇りんご」の糖度は 12 度
から 14 度）

→申請書の産品規格に新たな要件を付加したものを明細書に記載する場合

・「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、小さなりんご（「〇〇りんご」の重量は××から××グラ
ム、直径は××センチメートル以下）であり、糖度は約××度（「〇〇りんご」の糖度は××度）高く、・・・。

6 農林水産物等の生産の方法

(原則として申請書と同一の内容を記載)

→申請書の生産の方法の一部を限定する場合

- ・「○○みかん」の品種は「A」を用いる。

→申請書の生産の方法に新たな行程を付加する場合

- ・生産地内で栽培を行う。また、収穫前に水切りを行う。

○○みかんの生産の方法として、品種「A」または「B」で、生産地内で栽培を行うとされている産品を例に、方法の一部を限定したり、新たな行程を付加する場合の記載例を示します。

申請書と異なる箇所に下線を付すのを忘れずに記載してください。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

(申請書と同一の内容を記載)

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

(申請書と同一の内容を記載)

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(申請書と同一の内容を記載)

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

☐ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用权】

☐ 専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

☐ 専用使用权は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

明細書を作成した生産者団体の連絡先を記載してください（申請書の記載例を参照してください）。

4 生産行程管理業務規程の作成方法

4 生産行程管理業務規程の作成方法

申請産品が登録を受けると、生産者団体は「生産行程管理業務規程」に基づき GI 産品の生産行程を管理し、品質を担保するとともに、名称及び GI マークを適正に表示する義務が生じます。

生産行程管理業務の審査においては、生産者団体が、GI 法に定める事項を満たしているかどうかを審査し、満たさない場合は登録が拒否されます（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号）。本章では、GI 法が定める「生産行程管理業務」の内容とともに、その業務の方法を規程する「生産行程管理業務規程」に必要な基準について解説をします。

4.1 生産行程管理業務とは

GI 法において生産行程管理業務とは、以下の業務であると定められています。（GI 法第 2 条第 6 項）

- ① 明細書の作成又は変更
- ② 明細書を作成した農林水産物等について当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が当該明細書に適合して行われるようにするため必要な指導、検査その他の業務を行うこと
- ③ ①及び②に付帯する業務を行うこと

つまり、生産者団体は、申請書の内容に反しないように明細書を作成又は変更し（上記①）、生産者団体の構成員である生産業者の生産方法が、①で作成した明細書に適合して行われるようにするために必要な指導、検査その他の業務¹²を行います（上記②）。さらに、その確認や指導等の実績を報告書として国に提出・保存します（上記③）。これら一連の業務を「生産行程管理業務」といいます。

¹² 明細書を作成した農林水産物等について生産者団体の構成員である生産業者が行う生産が当該明細書に適合して行われるようにするための必要な指導、検査その他業務とは、生産者団体がその構成員たる生産業者の事務所、倉庫、ほ場等において、生産の方法の確認や農林水産物等の検査を行うこと、特定農林水産物等に適切に地理的表示や GI マークが付されていることについて確認を行うこと、生産業者に生産基準や適切な地理的表示や GI マークの使用方法を遵守させるために定期的に講習会を開催すること等をいいます。

4.2 生産行程管理業務の実施に当たり満たすべき事項

生産者団体が生産行程管理業務を実施するに当たっては、以下の（１）～（４）の事項を満たす必要があり、満たさない場合は登録が拒否されます（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号）。

（１）明細書の内容が申請書に反しないこと〔GI 法第 13 条第 1 項第 2 号イ〕

「3.3 明細書の作成方法」を参照ください。

（２）生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、明細書適合性を確保するための基準を満たしていること〔GI 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ〕

生産行程管理業務の方法に関する規程を「生産行程管理業務規程」と言い、明細書とともに申請書に添付して農林水産大臣に提出することとされています（GI 法第 7 条第 2 項）。「生産行程管理業務規程」が満たすべき基準は、GI 法施行規則第 15 条において以下のように定められています。

ア GI 法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る事項に係る明細書の変更を行うことが定められていること（同規則第 15 条第 1 号）。

イ 構成員たる生産業者が行う生産が明細書に定められた GI 法第 7 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項（生産地・特性・生産の方法）に適合することを確認することが定められていること（同規則第 15 条第 2 号）。

具体的には、（i）から（iii）までの事項を満たす必要があります。

- （i）明細書に記載されている生産地・特性・生産の方法について、過不足なくその確認の方法が担保されていること。
- （ii）各行程における確認の方法が、生産地・特性・生産の方法に適合する方法で行われることを担保する上で、必要十分な内容となっていること。
- （iii）その他生産地・特性・生産の方法に適合した生産を行っていることに疑義がある場合に、必要に応じ確認を行うことができる内容となっていること。

<注意点> 明細書適合性の確認に必要な書類について

明細書に記載されている生産方法等の基準は、GI 登録のために新たに定められたものではなく、登録以前より生産地において実施されているものです。出荷される GI 製品の明細書適合性の確認を、現行の栽培日誌や資材使用履歴、営農指導の記録、選果記録等によって実施できる場合、新たな確認様式の作成は必ずしも必要ではありません。

ウ 確認の結果、構成員たる生産業者が行う生産が明細書に定められた GI 法第 7 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項（生産地・特性・生産の方法）に適合しないことが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うことが定められていること（同規則第 15 条第 3 号）。

具体的には、以下の(i)及び(ii)の事項を満たす必要があります。

（審査要領別紙 5 生産行程管理業務審査基準 第 2 の 2 （ 2 ） 参照）

(i) 不適正な生産の方法を行っていた生産業者に対する是正の仕組みが、生産地・特性・生産の方法ごとに設けられていること。

(ii) (i) の是正の仕組みが、生産地・特性・生産の方法通りに生産を行うために必要十分な内容となっていること。

エ 構成員たる生産業者が GI 法第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定に従って、生産する产品及び包装等に地理的表示及び GI マークを付していることを確認することが定められていること（同規則第 15 条第 4 号）。

また、当該確認の結果、構成員たる生産業者が GI 法第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うことが定められていること（同規則第 15 条第 5 号）。

具体的には、以下の(i)から(v)までの事項を満たす必要があります。

(i) 生産業者が明細書に記載された生産地・特性・生産の方法通りに生産していない農林水産物等に地理的表示を使用していないか確認し、不正使用の場合に指導すること。

(ii) 生産業者が明細書に記載された生産地・特性・生産の方法通りに生産していない農林水産物等に GI マークを使用していないか確認し、不正使用の場合に指導すること。

(iii) 生産業者が地理的表示を使用していない農林水産物等に GI マークを使用していないか確認し、不正使用の場合に指導すること。

(iv) 生産業者が地理的表示を使用している農林水産物等に GI マークを使用しているか確認し、使用していない場合に指導すること。

(v) 生産業者が農林水産物等に地理的表示に類似する表示又は GI マークに類似する表示を使用していないか確認し、使用している場合に指導すること。

オ 実績報告書（審査要領別添 5 別紙参照）を作成し、当該実績報告書を明細書及び生産行程管理業務規程の写しとともに毎年 1 回以上農林水産大臣に提出すること並びに実績報告書の提出時期（提出時期は、生産行程管理業務規程において生産者団体が定めた収穫年度や決算年度に基づく）が定められていること（同規則第 15 条第 6 号）。また、実績報告書及びこれに関する書類（生産行程管理業

務の対応実績が分かる参考資料）を提出の日から5年間保存すること（同規則第15条第7号）。

＜注意点＞ 生産業者の個選による出荷（生産者団体を経ない出荷）がある場合

GI 産品として登録された後は、生産者団体には生産行程管理業務規程に基づいた生産を行うことや地理的表示や GI マークの貼付などの義務が課せられます。

このため、申請された生産行程管理業務規程において、産品の出荷時に、共選によってのみ選果・選別を行い、出荷規格に合致するものしか出荷しないと定められているにも関わらず、生産者団体の構成員である生産業者が、出荷規格を遵守することなく個選で出荷している場合などには、生産者団体の構成員が生産行程管理業務規程を遵守できないこととなるため、登録できません。

共選と個選の問題は、名称に関する審査（産品の名称から産品を特定できるか）にも関係し、過去の申請産品でも問題になることが多かった点です。個選については、明細書に定められた産品の基準を満たすのであれば、必ずしも共選と同じ管理を行う必要はありませんが、申請産品の出荷方法として共選と個選の両方が存在する場合は、双方を包含した生産行程管理業務規程とする必要があります。

（３）生産者団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有していること

〔GI 法第 13 条第 1 項第 2 号八〕

「経理的基礎」とは、生産者団体が生産行程管理業務を安定的かつ継続的に行うに足る財政基盤を有していることをいい、当該生産者団体の規模、構成員からの会費収入の状況、構成員たる生産業者に対して行う指導・検査等の業務の内容等を総合的に考慮するとされています。

具体的には、「経理的基礎」を有するか否かは、添付書類（財産目録、貸借対照表、収支計算表、事業計画書等）に記載された生産者団体の経理状況が生産行程管理業務規程に規定された業務を実施するのに十分か否かといった点が考慮されます。

（４）生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること

〔GI 法第 13 条第 1 項第 2 号二〕

申請団体には、「生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制」が求められます。特定の生産業者に対してのみ便宜を供与したり、当該業務に関係する利害関係者の不当な介入を受けたり、生産者団体自らの利益のみを追求した結果、当該業務の公正性が損なわれるといった事態に陥ることを回避するための体制が整備されていることをいいます。「公正な実施を確保するため必要な体制が整備されている」か否かは、添付書類（組織規程、組織図等）から以下のような点を考慮して判断されます。

（ア）生産行程管理業務に従事する役員等の選任・解任の方法等が定款等に定められているか否か。

- (イ) 生産行程管理業務の実施について監督できる体制が構築されているか否か。
(ウ) 生産行程管理業務に従事する者の人数や業務分担、設備の設置状況。

4.3 生産行程管理業務規程の作成方法

生産行程管理業務規程の作成方法について、項目ごとに記載例を交えて解説します。

【記載例③生産行程管理業務規程】

生産行程管理業務規程

年 月 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇－〇〇〇〇）^{トウキョウト チ ヨ ダ ク カスミガセキ} 東京都 千代田区 霞が関 〇丁目〇番
〇号

名称（フリガナ）：^{マルマルノウギョウキョウドウクミアイ} 〇〇農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名：代表組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：<http://www.xxxxxx/>

2 農林水産物等の区分

（申請書と同一の内容を記載）

区分名：第3類 果実類

区分に属する農林水産物等：りんご

3 農林水産物等の名称

（申請書と同一の内容を記載）

名称（フリガナ）：^{マルマル} 〇〇りんご

4 明細書の変更

生産者団体〇〇は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

GI 法の規定に基づく生産行程管理業務の方法の基準を満たすために必須の記載事項です。

5 明細書適合性の確認

【記入上の注意点】

- ・ 明細書の「4 農林水産物等の生産地」欄、「5 農林水産物等の特性」欄及び「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載されている生産地・特性・生産の方法の全てを過不足なく確認でき、その方法として必要十分な内容（生産現場での確認を必ず含める等）としてください。
- ・ 明細書に適合した生産が行われない疑いがある場合に、必要に応じ確認を行うことができる内容としてください。

<記載例>

<果樹・野菜の場合>

（1）品種の確認

品種「A」については、生産者団体〇〇が一元的に管理しており、生産業者からの申込みを受けて品種「A」を配布することとし、申込み・配布の状況については記録をしている。

生産者団体〇〇は、この申込み・配布の記録と照らし合わせて、生産業者が品種「A」を使用しているか否かを確認する。

（種子などを生産業者が購入する場合の記載例）

生産者団体〇〇は、生産業者が自ら品種「A」の種子を購入する場合には、播種前に生産業者から種子の購入日、購入先、種苗メーカー、品種（商品名）、購入量を記載した種子購入明細書を提出させ、同団体が現物確認を行うことにより、生産業者が品種「A」を使用しているか否かを確認する。

（2）栽培の方法の確認

生産者団体〇〇は、生産業者には場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した月報（様式は別紙のとおり）を作成・提出させ、その記載内容を確認することで、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

（3）出荷規格・最終製品の確認

「〇〇みかん」の選果は、生産者団体〇〇が指定する共同選果場において行うこととし、この際に、（1）及び（2）の確認の記録を確認するとともに、生産者団体〇〇の職員が選果状況を確認することで、出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

（4）臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体〇〇は、臨時に、現地調査を実施する。

(個選による出荷がある場合の記載例)

個選は生産者団体〇〇の定める「〇〇みかん」の出荷規格表に則り生産業者が自ら行い、その結果を記録する。個選を行った生産業者から出荷された「〇〇みかん」については、生産者団体〇〇が、その記録を確認するとともに、抽出検査を行い、選果状態を確認することで出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

〈黒毛和種（牛肉）の場合〉

(1) 生産者団体〇〇は、以下の方法により、明細書の生産の方法に記載された各基準を満たしているか否かを確認する。

ア 品種及び種雄牛の血統の確認

と畜前に〇〇〇協会が発行した子牛登記証明書の記載内容を確認することにより行う。

イ 出生地、最長飼養地の確認

と畜前に〇〇〇センターから提供された個体識別情報を確認することにより行う。

ウ 肉質等級の確認

肥育牛の枝肉について△△△協会が発行する牛枝肉格付明細書を確認することにより行う。

(2) 生産者団体〇〇は、上記(1)に記載の確認時に、明細書の生産の方法に記載された各基準が遵守されていないと疑われる場合には、臨時で調査を実施する。

〈水産物の場合〉

(1) □□魚を漁獲する漁業(◇◇漁業)は、△△県知事の定める漁業調整規則に基づき、操業水域、漁業種類及び水揚漁港が定められ、それらの操業規制の下でのみ操業が許されている。そして、それらの操業規制は明細書の生産の方法で示される漁獲の方法と同一の内容となっている。生産者団体〇〇は、同職員が水揚漁港において□□魚を水揚げする漁船が△△県の許可を有した◇◇漁船であることを示す舷側に表示された許可番号を確認することにより、明細書の生産の方法に記載の漁獲の方法を遵守して漁獲されたものであることを確認する。

(2) 生産者団体〇〇は、同職員が当該漁船から漁港に水揚げされた□□魚について、色、傷の有無、氷使用の有無を目視で確認することにより、明細書に記載の鮮度管理が行われていることを確認する。

(3) 生産者団体〇〇は、上記(1)又は(2)の確認時の記録を別紙様式により行うとともに、明細書の生産の方法に記載された各基準が遵守されていないと疑われる場合には、臨時で調査を実施する。

〈加工品の場合〉

(1) 生産業者は、□□の原材料となる××、△△、〇〇が明細書に記載の基準を満たしたものであることの証明となる納入伝票を保存するとともに、明細書の記載の方法(原材料、製造方法及び最終製品の形態)を遵守して□□を製造した記録として所定の様式による生産日誌を毎日記入するとともに、毎月10日までに前月分の生産日誌を生産者団体◇◇に提出する。

- (2) 同団体は、同団体職員及び品質管理担当者（同団体構成員から互選された生産業者で複数の者を置く）により前記（1）で生産業者から提出のあった生産日誌の記載内容の確認を行うとともに、毎月1回全生産業者に対して行う巡回確認（各生産業者の原材料の納入伝票や生産行程、最終製品の形態について現地確認を行う。）を実施し、これらにより生産業者が明細書に記載の生産方法を遵守して生産していることを確認し、所定の検査報告書に記録の上、毎月末までに団体の長に報告する。
- (3) 同団体は、生産業者の生産する製品について、同団体職員及び品質管理担当者による品質確認検査を概ね3か月毎に行い、色、香り、味、食感が明細書に記載の品質基準を満たしていることを確認し、所定の検査報告書に記録の上、毎月末までに団体の長に報告する。
- (4) 前記（2）及び（3）の確認等において、生産業者が明細書に記載の生産の方法を遵守しないで生産していることが疑われた場合には、同団体は同団体職員及び品質管理担当者による臨時の現地調査を行うものとする。なお、調査担当者は、その結果を所定の現地確認・指導状況報告書にとりまとめの上、すみやかに同団体の長に報告する。

6 明細書適合性の指導

【記入上の注意点】

- ・不適正な生産を行っていた生産業者に対する是正の仕組みが明細書に記載の生産地・特性・生産の方法について全て網羅されており、またその内容が必要十分なものであるように記載してください。
- ・明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準について、生産業者の周知徹底を図るため、少なくとも年一回以上の講習会等の開催を行う規定を含めてください。

<記載例>

- (1) 生産者団体〇〇は、前記5の確認時において、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体〇〇は、組織規約の規定に基づき、当該生産業者を除名する等ができるものとする。
- (2) 生産者団体〇〇は、年に一回以上、構成員である生産業者に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

【記入上の注意点】

- ・明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を満たす產品のみに地理的表示及び登録標章（GI マーク）が使用されているか確認する方法について、その内容が必要十分であるように記載してください。
- ・その際に、不適正な使用がないか否かも合わせて確認する内容としてください。

＜記載例＞

（１）生産者団体〇〇は、前記５の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたみかんについてのみ「〇〇みかん」及び GI マークが使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「〇〇みかん」及び GI マークを使用している者及びこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用のダンボール箱）についても確認する。

（２）また、前記（１）の確認において、以下のみかんがないかも確認する。

- ア 明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしていないみかんであるにもかかわらず、地理的表示である「〇〇みかん」が使用されているみかん
- イ 地理的表示である「〇〇みかん」のみが使用されているみかん
- ウ GI マークのみが使用されているみかん
- エ 地理的表示である「〇〇みかん」に類似する表示又は GI マークに類似する標章が使用されているみかん

上記のアからエに該当するものがないかを必ず確認する内容としてください。

8 地理的表示等の使用の指導

【記入上の注意点】

- ・7で記載された地理的表示等の不正使用を行っていた生産業者に対し、是正する仕組みがあり、また、その内容も必要十分なものであるように記載してください。
- ・地理的表示等の適正な表示について、生産業者の周知徹底を図るため、少なくとも年一回以上の講習会等の開催を行う規定を含めてください。

<記載例>

- (1) 生産者団体〇〇は、前記 7 において確認された以下の場合について、当該表示を行った生産業者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体〇〇は、組織規約の規定に基づき、当該生産業者を除名する等ができるものとする。

ア 明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしていないみかんであるにもかかわらず、地理的表示である「〇〇みかん」が使用されている場合

イ 地理的表示である「〇〇みかん」のみが使用されている場合

ウ GI マークのみが使用されている場合

エ 地理的表示である「〇〇みかん」に類似する表示又は GI マークに類似する標章が使用されている場合

- (2) 生産者団体〇〇は、6 (2) に記載の講習会等の機会において、構成員である生産業者に対し、適切な地理的表示等についての普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

【記入上の注意点】

- ・以下 (1) ~ (4) の内容を必ず網羅した内容としてください。
 - ・報告書は、必ず毎年 1 回以上農林水産大臣に提出してください。
 - ・年度終了後から報告書提出までの期間設定は、文書整理期間等を踏まえた合理的なものとしてください。(不必要に長い期間とならないようにしてください。)
- また、年度の設定については、製品の生産サイクルに合わせたものとすることも可能です。
(例：9 月～翌年 8 月末)

<記載例>

生産者団体〇〇は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを一年度として、年度終了後 1 か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 審査要領別添 5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料生産者団体〇〇が作成した検査記録 (地理的表示等の使用状況の記録を含む)
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

【記入上の注意点】

- ・「9 実績報告書の作成等」において、「生産行程管理業務の対応実績が分かる資料」として提出した、生産者団体自身が作成した資料に加えて、当該資料を作成する際に使用した資料の具
体名（例えば、各生産業者から提出された月報等）を記載するようにしてください。
- ・保存期間は、実績報告書等の提出日から5年間となるように記載してください。

<記載例>

生産者団体〇〇は、前記9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を、生産者団体〇〇
の事務所に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

ア 生産者団体〇〇の構成員である生産業者が作成し生産者団体〇〇に提出させた月報
イ ……

11 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

明細書の生産者団体の連絡先を記載してください
（申請書の記載例を参照してください）。

5 登録後の留意点

5. 登録後の留意点

GI 法に基づき産品が登録されると、生産業者のみならず、流通・販売に携わる事業者等にも地理的表示及び GI マークの貼付義務が生じます。また、GI マークを、広告、インターネット販売及び飲食業におけるメニュー表示等（以下「広告やメニュー等」といいます。）に使用する場合のガイドラインも定めています。この章では、GI 産品の生産・流通・販売等に携わる方々が守るべきルールなど登録後の留意点について解説します。

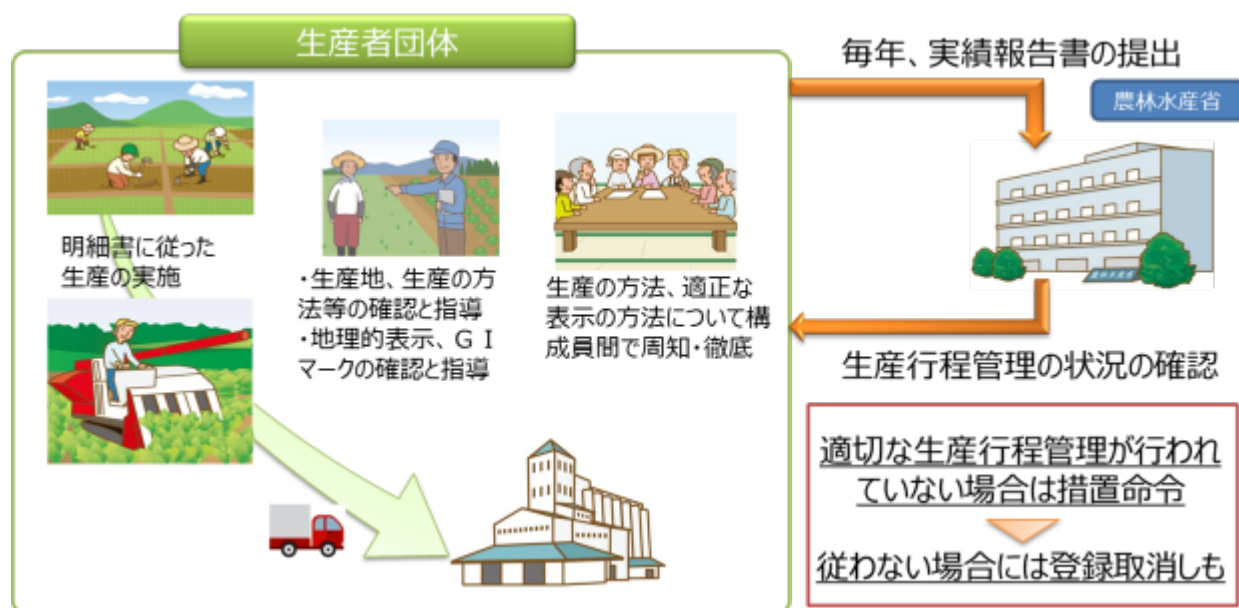
5.1 生産者団体・生産業者・流通事業者・輸入業者等の義務

（１）生産者団体の義務

GI 法に基づき産品が登録された場合、生産者団体には、生産業者が産品の仕様書である明細書に沿って GI 産品の生産を行っているか否か、地理的表示や GI マークが適正に使用されているか否かを確認し、毎年 1 回以上、国に実績を報告する義務があります（GI 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ及び GI 法施行規則第 15 条第 6 号）。GI 登録後に、例えば、構成員である生産業者が類似名称を使用するなど、適切な生産行程管理が行われていない場合には、農林水産大臣による措置命令が発出され、命令に従わない場合には登録が取り消されることもあります。

（２）生産業者の義務

生産業者は明細書に従って産品を生産しなければならず、生産行程管理を受け、明細書に適合した生産が行われたことが確認された産品以外には、地理的表示及び GI マークを表示することができません。このルールは、生産業者が生産者団体の構成員である以上、生産者団体を通じて出荷するものだけでなく、自ら出荷するものにも及びます。生産行程管理を受けていない産品を自ら出荷する場合には、GI 産品の名称及び類似名称は使用することができないため、全く異なる名称（非類似名称）を付す必要があります。



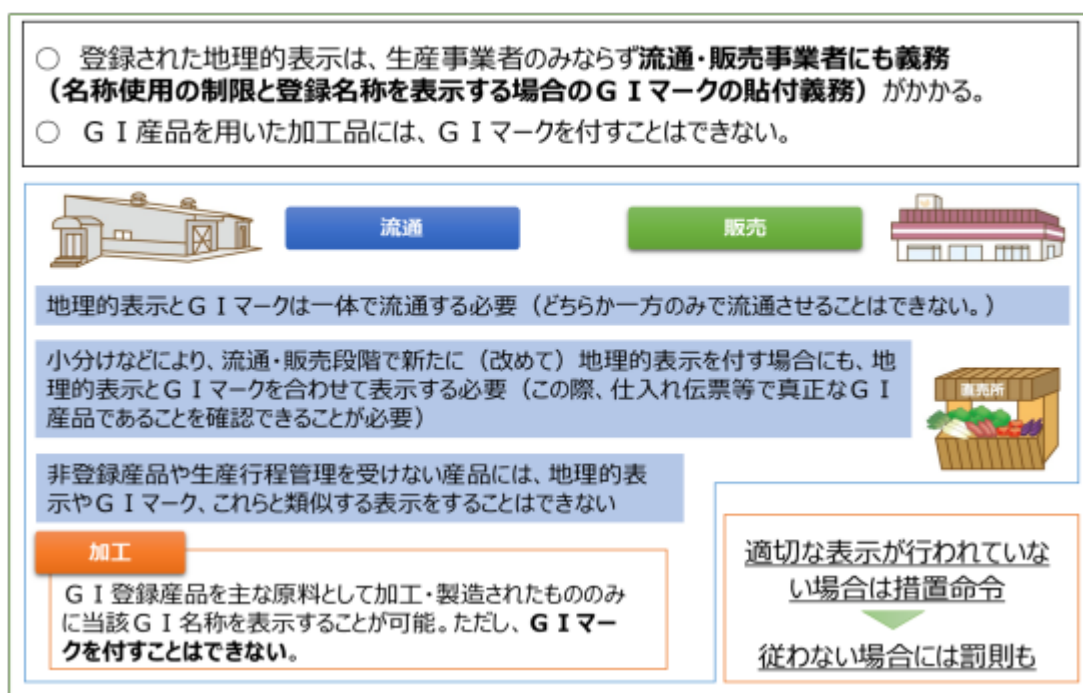
(3) 流通事業者等の義務

地理的表示及び GI マークの貼付義務は、生産業者から GI 産品を購入する等により譲り受けた流通事業者等にも及びます。そのため、地理的表示を付して産品を流通させる場合には、併せて GI マークを付す必要があります。

<注意点>

なお、GI 産品を主な原材料として加工・製造された加工品には当該 GI 産品の名称を表示することが可能ですが、当該加工品自体は GI 法に基づく審査を経たものではないため、GI マークを付すことはできません。適切な表示が行われない場合は、農林水産大臣による措置命令の対象となり、命令に従わない場合には、罰則の対象となることもあります。

流通・販売事業者の義務



(4) 輸入業者の義務

輸入業者が、日本でGI登録又はGI指定された産品を輸入し、国内で販売や陳列等を行う場合、我が国のGI法に従い、適切に地理的表示及びGIマークを使用する必要があります。なお、GI指定産品にはGIマークは使用できないことに注意が必要です（GI指定については、「1.7 GI法に基づく海外との相互保護について」を参照）。

地理的表示及びGIマークを適切に使用しない場合、農林水産大臣による措置命令の対象となり、命令に従わない場合には、罰則の対象となることもあります。

5.2 地理的表示及び GI マークの表示ルール概要

GI 法に基づき登録された場合、当該産品はその包装・容器・送り状にその地理的表示及び GI マークを付すことができる者は制限され、その他の者は付すことができないこととなっています。地理的表示を GI 産品に付すことができるのは、以下の（１）及び（２）の要件を満たす場合のみです（GI 法第 3 条第 1 項）。なお、地理的表示を付す際には、併せて GI マークを付す必要があります（省略することはできません）。

なお、GI 法における表示規制の詳細については、農林水産省ホームページ「地理的表示及び GI マークの表示について」（http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html）をご参照ください。



農林水産省ホームページ
地理的表示及び GI マークの表示について

（１）地理的表示を付すことができる対象

- ① 登録を受けた生産者団体の構成員である生産業者が生産し、
- ② 登録基準を満たしている（登録を受けた生産者団体の生産行程管理を適切に受けたもの）農林水産物等又はその包装等であること。

（２）地理的表示を付すことができる者

- （１）①の生産業者
- （２）①の生産業者から直接又は間接に GI 産品を譲り受けた者（流通・小売業者等）

【地理的表示保護制度表示ガイドライン】

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/pdf/doc16.pdf



5.3 広告やメニュー等における GI マークの使用

広告やメニュー等に GI マークを使用する場合には、「広告、インターネット販売、外食業等における GI マーク使用規程」に基づき、申請書を農林水産省に提出して、事前に許諾を受けてください。なお、GI 制度や GI マークを紹介するために広報誌等に GI マークを使用する場合（販売等の目的でなく、GI 産品を紹介する目的で記事等に使用する場合を含む）や GI マークが表示された GI 産品の写真や映像をそのまま使用する場合には許諾を受ける必要はありません。GI マーク使用許諾の手続の詳細については、農林水産省ホームページ上で公表されている「広告、インターネット販売、外食業等における GI マークの使用に関するガイドライン」をご参照下さい。

GI マークを広告やメニュー等に使用する際のルールは、①GI 産品そのものの PR・説明のために使用するのか、②GI 産品を原材料とした加工品・料理の PR・説明のために使用するのかによって異なります。

① GI マークを GI 産品そのものの PR や説明のために使用する場合

GI 産品そのものを PR・説明する場合には、GI マークを使用できます。この場合、GI 産品の名称と一体的に GI マークを使用することで GI 産品であることを明らかにする必要があります。

② GI マークを GI 産品を原材料とした加工品・料理の PR や説明のために使用する場合

GI マークを使用することができるのは、以下の 2 つの要件を満たす場合です（ただし、GI マークを加工品自体に直接使用することはできません。）。

（ i ） その加工品・料理に GI 産品が主たる原材料として使用されていること

（ ii ） 加工品・料理の名称に GI と同一の名称が含まれている（いわゆる冠表示）など、GI 産品を使用していることが製品のセールスポイントであること

なお、上記の要件を満たすことに加えて、GI マークと併せて、「GI 産品を原材料に使用しています」旨の説明文を表示する必要があります。上記①、②いずれの場合であっても、GI 産品と関係のないものが、GI 産品であるかのように誤解されることのないように GI マークを使用する必要があります。

【広告、インターネット販売、外食業等における GI マークの使用に関するガイドライン】

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/attach/pdf/170719-1.pdf>



5.4 登録免許税の納付

生産者団体は、登録を受けた後、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）その他関係法令に基づき、登録免許税を納付しなければなりません。登録免許税の税額等は以下のとおりです。なお、生産者団体を追加登録する場合も、追加された生産者団体は、同様に、登録免許税を納付する必要があります。

（１） 登録免許税の税額

登録件数 1 件につき 9 万円です（登録免許税法別表第 1 第 87 号の 2）。

（２） 登録生産者団体が複数の場合

各生産者団体は、連帯して登録免許税を納付することになります。（なお、各登録生産者団体の負担割合は、民法の連帯債務に関する規定が準用され（国税通則法昭和 37 年法律第 66 号第 8 条）、各登録生産者団体間に特約があるときはそれにより、特約がないときで、共同事業等により受ける利益の割合が各登録生産者団体間において異なるときはその受ける利益の割合により、これによっても定まらないときは平等となります（国税通則法基本通達）。）。

（３） 納付の方法

日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署において納付することができます。

（４） 納付及び領収証書の提出の期限

登録があった日から 1 か月を経過する日までに納付し、審査要領別記様式 16 により、領収証書の原本を農林水産省食料産業局知的財産課に提出してください。

5.5 登録後に手続が必要になるケース

登録を受けると、生産者団体は自らが策定した生産行程管理業務規程に従って生産行程管理業務を行うこととなります。登録後に、明細書や生産行程管理業務規程の内容を変更したり、生産行程管理業務を休止したりする場合は所定の手続が必要です。詳細については、「地理的表示保護制度申請者ガイドライン（第 2 章 登録後の手続について）」をご参照ください。

＜登録後に手続が必要になる主なケース＞

- （１）明細書及び生産行程管理業務規程に記載された「連絡先」を変更する場合
- （２）登録生産者団体の名称等を変更する場合
- （３）明細書の内容を変更する場合
- （４）生産行程管理業務規程の内容を変更する場合
- （５）生産行程管理業務を休止する場合

（１）明細書及び生産行程管理業務規程に記載された「連絡先」を変更する場合

明細書及び生産行程管理業務規程の「連絡先」に変更があった場合は、変更後の「連絡先」を記載した明細書・生産行程管理業務規程各２部を、農林水産省食料産業局知的財産課に提出します。

（２）登録生産者団体の名称等を変更する場合【GI 法第 17 条】

登録生産者団体の名称、住所、代表者の氏名に変更があった場合は、遅滞なく、GI 法第 17 条第 1 項の届出書（審査要領別記様式 30）を作成し、農林水産大臣に届け出ます。

届出書には、「作成者」の記載を変更した明細書・生産行程管理業務規程各２部を添付してください。

（３）明細書の内容を変更する場合【GI 法第 16 条】

明細書の「農林水産物等の名称」、「農林水産物等の生産地」、「農林水産物等の特性」、「農林水産物等の生産の方法」、「農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由」、「農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績」、「法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等」についての記載を変更する場合は、変更内容が登録事項に係る軽微な変更か否かで手順が異なります。

（ｉ）GI 法施行規則第 18 条に規定する軽微な変更にあたる場合

GI 法第 16 条第 1 項の変更の登録申請の申請書を作成し、登録申請を行います。変更申請の公示後、変更内容を登録します（意見書の受付及び学識経験者からの意見聴取の手続はありません）。

※ 軽微な修正とは、GI 登録後に行政区画の変更等があった場合等を指します（GI 法施行規則第 18 条参照）。

（ii）（ｉ）以外の場合

GI 法第 16 条第 1 項の変更の登録申請の申請書を作成し、登録申請を行います。

変更申請登録手続は、以下のとおりです。

変更申請の公示→意見書受付手続→（現地調査）→（内容補正の機会あり：審査要領別記様式 28）→学識経験者からの意見聴取→変更の登録

（４）生産行程管理業務規程の内容を変更する場合【GI 法第 18 条】

生産行程管理業務規程の記載（「作成者」及び「連絡先」を除く。）を変更する場合には、その記載の変更をする前に、農林水産大臣に届け出て、確認を受ける必要があります。

（５）生産行程管理業務を休止する場合【GI 法第 19 条】

生産行程管理業務を休止する場合には、休止をする前に、農林水産大臣に届け出る必要があります。生産行程管理業務を休止すると、休止をした登録生産者団体の構成員である生産業者は、登録された地理的表示と GI マークを使用することはできなくなります。なお、生産行程管理業務を再開する場合には、再開する前に、その旨を届け出てください。

5.6 GI 法に基づく登録の失効及び取消

GI 法に基づき登録された産品は、上述の通り、GI 法による保護の対象となり、その期間に制限はありませんが、以下の要件に該当した場合には失効又は取消の対象となります。

(1) 登録の失効【GI 法第 20 条】

- ・ 生産者団体が解散し、その清算が終了したとき
- ・ 生産者団体が生産行程管理業務を廃止したとき
- ※ 複数の生産者団体が存在する場合、登録が失効するのは解散又は生産行程管理業務を廃止した生産者団体に係る部分に限られます。

(2) 登録の取消し【GI 法第 22 条】

- ・ 生産者団体に該当しなくなったとき
- ・ 生産者団体の役員等が GI 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないとき
- ・ 生産者団体が措置命令に違反したとき
- ・ 不正の手段により登録を受けたとき
- ・ 登録産品が特定農林水産物等でなくなったとき
- ・ 登録産品の名称が普通名称になったとき又は当該名称から産品が特定できなくなったとき
- ・ 登録産品の名称と同一又は類似の商標権者等がその承諾を撤回したとき

6 地理的表示保護制度申請マニュアル Q & A 一覧

6. 地理的表示保護制度申請マニュアル Q & A 一覧

(1) 名称

- Q 1. 名称中に「商紋（屋号紋）」を含めることは可能でしょうか。..... 92
- Q 2. 申請農林水産物等の名称が動物又は植物の品種名と同一の名称の場合登録は可能ですか。.... 92
- Q 3. 一つの申請において複数の名称を申請できるのはどのような場合でしょうか。..... 93
- Q 4. 新開発の産品やこれからブランド化を行う産品は登録可能でしょうか。また、名称の使用実績は概ね 25 年間必要でしょうか。..... 93
- Q 5. 名称に含まれる地名が指し示す地理的範囲と産品の生産地とは、一致している必要がありますか。.. 94

(2) 申請区分

- Q 6. 申請書における「農林水産物等の区分」について、区分を複数記載できるのはどのような場合ですか。.. 94
- Q 7. 観賞用の野菜や果物等はどの区分で申請すべきでしょうか。..... 95
- Q 8. 品質保持のために冷凍・冷蔵等を行う場合も加工品と扱われますか。..... 95

(3) 特性

- Q 9. 高品質のものしか GI として登録できないのでしょうか。..... 95
- Q 10. 上位品質のものだけを登録することは可能でしょうか。..... 95
- Q 11. 「安全性」や「安心・安全」を特性とすることができますか。..... 95
- Q 12. 特性としての社会的評価としてはどのようなものが考えられますか。..... 96
- Q 13. 品質基準や生産方法を変更した場合、新たに概ね 25 年の生産実績が必要でしょうか。..... 96

(4) 生産地

- Q 14. 一つの産品について、地域内にある複数の団体が共同で申請する際、生産地はどのように記載すればよいでしょうか。..... 96
- Q 15. 原材料までその産地で生産される必要がありますか。..... 97
- Q 16. 生産地の範囲が複数に分かれている場合（飛び地）も登録は可能ですか。..... 97
- Q 17. 産品の最終的な加工地が飛び地になっている場合も登録が可能ですか。..... 97
- Q 18. 登録する生産地は、生産行程の最終地である必要はありますか。..... 97

(5) 生産の方法

- Q 19. 種苗法の品種登録を行っていない品種を生産方法に記載できますか。..... 98
- Q 20. 共同申請において、二つの団体の間で、生産の方法の出荷基準に違いがある場合でも申請できますか。..... 98
- Q 21. 生産方法を変更した場合、新たに概ね 25 年の生産実績が必要でしょうか。..... 98

(6) 生産者団体

- Q 22. 同一産品について、生産者団体が複数ある（使用名称が同一で、生産地が同一又は重複・隣接関

係にある。) 場合、①単独で申請することは可能でしょうか。②連携して申請するには、どのように申請すればよいでしょうか。	99
Q 23. 生産業者が、自身の生産行程に対する「生産行程管理業務」を第三者機関に委託する場合には、生産業者であっても申請者となることができますか。	100
Q 24. 生産業者が申請団体の間接構成員である場合において、生産業者の加入の自由は直接の構成員である特定の団体にのみあればよく、申請団体に加入の自由に関する規定はなくてもいいのでしょうか。	100
Q 25. 申請団体が行う生産行程管理業務により明細書の適合性が確認された産品であれば、申請団体の非構成員が生産したものであっても地理的表示及び GI マークを付すことはできますか。	101
(7) 生産行程管理業務	
Q 26. GI 法第 2 条第 6 項第 2 号における「必要な指導、検査その他の業務」とは何を指すのでしょうか。	101
Q 27. 生産行程管理業務は、全て登録団体が行わなければならないのでしょうか。	101
Q 28. 第三者に生産行程管理業務を委託できるのは、どういう場合ですか。	101
Q 29. 生産者団体が「生産行程管理業務」の一部または全部を外部機関に委託する場合、外部機関が備えなければならない要件は何でしょうか。	101
Q 30. 登録産品を集荷する農協等に地理的表示や GI マークの貼付を委託することはできますか。	102
Q 31. 地理的表示を付すことができる「登録産品を主な原材料として使用した加工品」(登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等) について、 ① どのような行為が「製造」又は「加工」に該当しますか。② 登録産品の原材料に占める割合に定め はありますか。	102
(8) 表示関係	
Q 32. GI 産品の名称と同一又は類似の名称とはどのような名称ですか。	102
Q 33. GI 登録した際に登録された名称と GI マークを表示すれば、類似の商品名を合わせて表示することは 可能ですか。	103
Q 34. 地理的表示に図形を組み合わせて使用することや、地理的表示を特殊な字体で表示することは可能で すか。	103
Q 35. 食品表示法等に基づく原産地表示は、地理的表示の使用規制の対象となるのでしょうか。	103
Q 36. 登録産品のカタログや広告、レストラン等におけるメニューに地理的表示や GI マークを表示することは できますか。	103
Q 37. 地理的表示の登録を受けた農林水産物等を使用した加工品に GI マークを付して、他の商品との差別 化を図ることはできますか。	104
Q 38. 他のロゴマーク(例：地域のご当地キャラクター)と、GI マークを組み合わせて使用することはでき ますか。	104
Q 39. 地理的表示若しくはこれに類似する表示又は登録標章を「付する」とは具体的にどのような行為を指 すのでしょうか。	104
Q 40. 登録産品に地理的表示を付すことができるのは誰ですか。	104

Q 41. 単色の GI マークは使用可能でしょうか。.....	104
(9) 先使用	
Q 42. GI 法第 3 条第 2 項第 4 号でいう「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは具体的にはどのようなことを意味するのでしょうか。.....	104
(10) 商標	
Q 43. 申請した産品の名称と同一又は類似の商標が出願・登録されている場合の取扱いはどうになりますか。.....	105
Q 44. GI 法に基づき産品が登録された後に、出願し登録となった当該産品の名称と同一又は類似の商標（当該産品の名称を表す文字を含む結合商標等）を使用する場合はどのような扱いになるのでしょうか。.....	106
Q 45. 申請する名称と同一又は類似する商標について、申請者自らがその商標権者である場合でも商標権者等の承諾を証明する書面（承諾書）の提出は必要でしょうか。.....	106
Q 46. 申請しようとしている名称と登録商標に含まれている文字部分等が同一又は類似かどうかの判断のポイントは。.....	106
Q 47. 地理的表示に係る登録生産者団体の構成員であり、かつ、当該産品の名称と同一又は類似の商標を自ら登録しているため、産品の品質に応じて GI 法に基づき登録された産品の名称の表示（地理的表示）と商標権に基づく表示を使い分けたいと考えています。GI 法に基づき登録された産品の基準を満たすものには地理的表示と G I マークを付し、基準を満たさないものには商標を使用するという使い分けをすることはできますか。.....	106
(11) その他	
Q 48. 日本の GI 制度において登録されたら海外でも保護されるのでしょうか。.....	107
Q 49. 海外から地理的表示が付された模倣品（登録基準を満たさない農林水産物等）が輸入された場合は、取締りの対象となりますか。.....	107

（１）名称

Q 1. 名称中に「商紋（屋号紋）」を含めることは可能でしょうか。

A 1. GI 法では、地理的表示とは、特定農林水産物等の名称の表示をいうとされています。

一般に、名称とは「呼び名」を、屋号は「商店の呼び名」を指すため、屋号を名称中に含めることは問題ありませんが、「紋」は模様あるいは印を指す言葉であるため、原則として「紋」を名称として扱うことは不適当と考えます。ただし、特定の「屋号紋」が、伝統的に特定の呼び名として扱われており、需要者にも広く認識されていることが明らかな場合には、例外的に屋号紋を名称の一部として扱うことも考えられます。



Q 2. 申請農林水産物等の名称が動物又は植物の品種名と同一の名称の場合登録は可能ですか。

A 2. 申請農林水産物等の名称が、動物又は植物の品種名と同一又は類似の名称であって、申請農林水産物等の生産地について需要者に誤認を生じさせるおそれがあるものは登録できません。

具体的には、①当該種苗等の名称が、既に地域で定着している農林水産物等の名称に由来するのか、②種苗会社等が品種開発を行い、当該品種名称が農林水産物等の名称として定着したのかといった点を考慮して判断されるため、名称が種苗のブランド名として認識されているような場合は登録できないこととなります（審査要領別添 3 名称審査基準参照）。

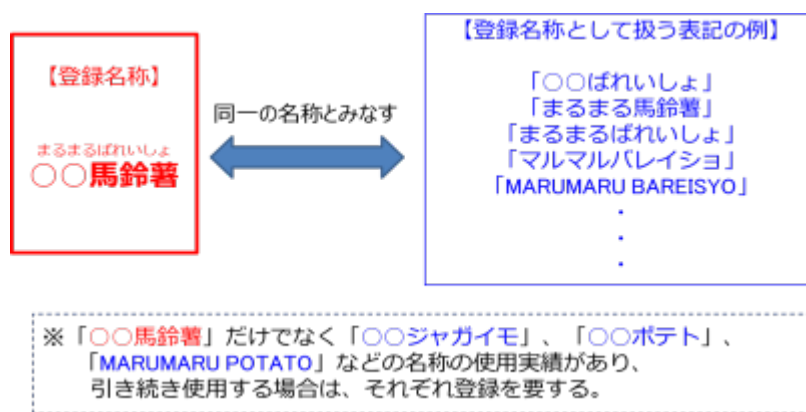
Q 3. 一つの申請において複数の名称を申請できるのはどのような場合でしょうか。

A 3. 一つの農林水産物等について、同一のものとして需要者に広く認知されている名称が複数存在する場合は、複数の名称で申請することが可能です。例えば、「○○ビーフ」について、「○○肉」や「○○牛」を併せて申請するケース等が想定されます。

なお、社会通念上同一と見なされる名称の表示については規制の対象となるため、複数の名称を申請する必要はありません。社会通念上同一とみなされる表示には、登録名称の音を平仮名、片仮名、訓令式若しくはヘボン式ローマ字又は漢字を用いて表示する場合のほか、異体字、旧字体、旧仮名づかいなどを使用して表示する場合も含まれます。

留意すべき点としては、「りんご」を「RINGO」と表記する場合は同一となりますが、「りんご」を「apple」と表記することは、国内登録の場合には、翻訳に該当するため同一とは扱われません。

ただし、外国との地理的表示の相互保護を内容とする条約等の国際約束に基づき海外の産品を指定する場合には、当該産品の翻訳名称を指定せずとも当該翻訳名称は保護されます。



Q 4. 新開発の産品やこれからブランド化を行う産品は登録可能でしょうか。また、名称の使用実績は概ね 25 年間必要でしょうか。

A 4. 登録できる産品は、概ね 25 年以上の生産実績が必要ですので、これから開発される産品は対象となりません。登録される産品はその名称から当該産品が特定できなければなりませんので、これからブランド化を行うような、現時点で使用実績がないものも登録の対象とはなりません。

また、名称の使用実績についてですが、審査要領別添 3 名称審査基準では、申請農林水産物等の名称は、申請農林水産物等の名称として使用されてきた名称であって GI 法第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を特定できる名称であれば足りるとされています。

これは当該名称の使用実績が必要である旨を規定したものです。需要者等が当該名称から申請農林水産物等の生産地・特性を特定できればよく、当該名称の使用期間に特定の基準を要求しているわけではありません。

Q 5. 名称に含まれる地名が指し示す地理的範囲と製品の生産地とは、一致する必要がありますか。

A 5. 地名を含む名称の場合、その地名が指し示す地理的範囲と製品の生産地とは、必ずしも、一致している必要はありませんが、この場合でも製品の生産地等を特定することができない名称は使用出来ません。

登録製品の生産地の例

	名称が示す地理的範囲より 生産地が広いケース	名称が示す地理的範囲より 生産地が狭いケース
産品名	三輪素麺	みやぎサーモン
名称が示す 地理的範囲	奈良県桜井市三輪地区	宮城県
生産地	奈良県	宮城県石巻市・女川町・南三陸町・ 気仙沼市

(2) 申請区分

Q 6. 申請書における「農林水産物等の区分」について、区分を複数記載できるのはどのような場合ですか。

A 6. 通常の登録申請においては、一つの申請では、一つの農林水産物等の区分しか記載できませんが、以下の要件に全て該当する場合には、複数の区分を記載できます。

- ・ いずれの区分においても同一の名称であるとき
- ・ 一貫した特性を有している場合であって、需要者に一体の農林水産物等として認知されているとき
- ・ 区分ごとの申請が同一の申請者により行われるとき

(例)

- ① 収穫した野菜について、通常、生産業者が乾燥させてから出荷するが、一部青果のまま出荷することがあるとき

【第 2 類 野菜類】と「第 17 類 野菜加工品類（乾燥野菜）】

- ② 漁獲した魚介類について、通常、生産業者が塩蔵させてから出荷するが、一部鮮魚のまま出荷することがあるとき

【第 10 類 魚類】と「第 24 類 加工魚介類（塩蔵魚介類）】

- ③ 野菜であり、食用に供されることもあるが、主に観賞用に利用される農林水産物等であるとき

【第 2 類 野菜類】と「第 33 類 観賞用の植物類】

Q 7. 観賞用の野菜や果物等はどの区分で申請すべきでしょうか。

A 7. Q 6 を参照してください。

Q 8. 品質保持のために冷凍・冷蔵等を行う場合も加工品と扱われますか。

A 8. 「製造」とは、原料として使用したものと本質的に異なるものを作り出すことを指し、「加工」とは、材料の特性は保持させつつ、新しい属性を付加することを指します。ここでいう「加工」には、特定農林水産物等の特性が維持され、本質的な変更を来していないものは含まれません。

具体的には、専ら製品の品質保持のために行われる行為（非食用部分の除去、オゾン水殺菌、冷凍・冷蔵等）、製品の利用のために最低限必要と認められる行為（下処理（魚の皮や内臓の除去、工芸農作物の乾燥等）、切断（部分肉への分割、魚や野菜の薄切り等）、小分け包装、流通・小売過程での熱処理（塩ゆで、塩焼き等）等）は原則として「加工」には該当しないと判断されますが、「加工」に該当するか否かは個々の特定農林水産物等の特性により判断される面もあるため、特性によっては異なる区分に属するものとして「加工」に該当すると判断されることもあります。

なお、要領上は、申請農林水産物等が流通・小売過程で複数の形態をとる場合であって、同一の名称かつ一貫した特性を有しており、流通・小売過程の需用者等において一体の農林水産物等として認知され、かつ、区分ごとの申請が同一の申請者により行われる場合に複数区分で申請することは可能とされています。そのため、これに該当する場合は複数区分で申請するほうが望ましいと考えます（審査要領別添 1 第 1 の 4 参照）。

（3）特性

Q 9. 高品質のものしか GI として登録できないのでしょうか。

A 9. GI 法上、特性とは、品質、社会的評価その他の確立した特性をいうとされています。ここでいう品質、社会的評価は例示であって、同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴として客観的に説明でき、かつ、当該特性が製品の生産地に主として帰せられるものであれば、品質、社会的評価でなくとも総合的に判断して特性となり得ます。このため、同一種の製品のうち、高品質なものしか登録できないわけではありません。

なお、製品の特性が、申請農林水産物等の一部である特級品の評価しか表さず、申請農林水産物等全体に係る特性でない場合には、そのような特性は特定農林水産物等の特性とはいえません。

Q 10. 上位品質のものだけを登録することは可能でしょうか。

A 10. Q 9 を参照してください。

Q 11. 「安全性」や「安心・安全」を特性とすることができますか。

A 11. 食用農林水産物の場合、安全であることが大前提ですので、それ自体は特性とはなりませんが、科学的データ等により、同種の農林水産物等と比較して差別化されている要因が明らかであり、かつ、その特性を有した状態で概ね 25 年間の生産実績があれば特性となり得ます。

ただし、単に、農薬や食品添加物を使用しない、または、使用量を低減したことにより、当該残留物が少ないというのは、製品と生産地の結び付きを説明するものではないため、差別化された特徴には該当しません。

同様の理由で、法令等を遵守した結果発現する特徴も差別化された特徴には当たりません。（「法令が定める使用基準を遵守しているため、安全性が高い〇〇である。」といった表現は特性とは扱われません）。ただし、地域を挙げて、そのような取組を行い、それにより社会的評価が高まり取引価格が上昇したといったケースであれば、特性としての「社会的評価」となり得ますが、その特性を有した状態で概ね 25 年間の生産実績が必要です。

Q12. 特性としての社会的評価としてはどのようなものが考えられますか。

A12. 特性としての社会的評価というためには、過去にニュースで取り上げられたことがあるといった一時的なものでは不十分であり、需要者に申請製品の産地や品質等が評価され、その評価が確立しているといえる根拠が必要です。

社会的評価の説明として考えられるものとしては、①全国規模の品評会（当該品評会自体の評価が確立していることが必要）における複数回の表彰歴（専ら製品の品質について審査するものや受賞理由において、製品の品質が評価されているものがある場合）、②中央卸売市場等の関係者による評価（同種の製品との比較）がある場合、③差別化された品質等の特徴が記載された学術論文、④同種製品の発祥の地であるといった歴史的評価がある場合等が考えられます。

Q13. 品質基準や生産方法を変更した場合、新たに概ね 25 年の生産実績が必要でしょうか。

A13. 途中で品質基準等を緩和することにより、それまでの特性の説明を満たさない製品が含まれることになる場合には変更の時点から概ね 25 年間の生産実績が必要です。

なお、特性に直接関係のない変化・変更の場合や、変化・変更の後も特性を十分に満たしているような場合（途中でより厳しい品質基準に移行した場合）は、従前の特性は引き継がれていると考えられるため問題ありません。

（４）生産地

Q14. 一つの製品について、地域内にある複数の団体が共同で申請する際、生産地はどのように記載すればよいでしょうか。

A14. 下図のように、一つの製品の生産地域（A 県 B 市）において、複数の団体が存在し、隣接しているなどそれぞれの地域に重複がない場合、生産地の範囲については、次のとおり記載することが可能です。

【申請書】「生産地の範囲：A 県 B 市」

【Y 農協が作成する明細書】「生産地の範囲：A 県 B 市 Y 地区」

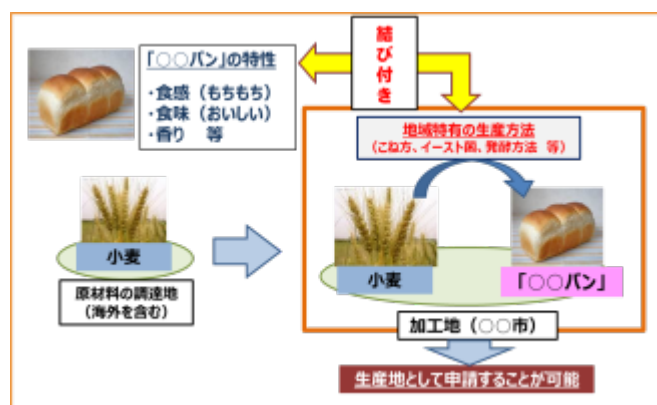
【Z 農協が作成する明細書】「生産地の範囲：A 県 B 市 Z 地区」



Q15. 原材料までその産地で生産される必要がありますか。

A15. その必要はありません。登録可能な産品は「生産」されたものである必要がありますが、GI 法上「生産」とは、産品が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、産品に特性を付与又は当該特性を保持するために行われる行為をいいます。

そのため、例えば、原料を加工することにより産品の特性が付与又は保持されるのであれば、当該加工地が生産地となり、原材料の原産地は問いません。



Q16. 生産地の範囲が複数に分かれている場合（飛び地）も登録は可能ですか。

A16. 生産地の範囲は、生産が行われている範囲、特性に結び付く自然的条件を有する地域の範囲、生産業者の所在地の範囲等を総合的に考慮するものとされています（審査要領別添 4 第 1 参照）。そのため、飛び地であってもそれが生産地の範囲として適切であるとの説明ができるのであれば登録は可能です。

Q17. 産品の最終的な加工地が飛び地になっている場合も登録は可能ですか。

A17. Q16 を参照してください。

Q18. 登録する生産地は、生産行程の最終地である必要がありますか。

A18. 特性が付与される生産行程が行われる生産地であればよく、その後に行われているのが特性に無関係であれば、その地域を生産地として記載する必要はありません。具体的には、伝統的な製法が特性である加工品について、加工終了後に、別の地域で最終包装が行われる場合には、生産地として記載する必要はありません。但し、そのような行程も生産行程の一部なので、生産行程管理業務規程には含める必要があります。

（５）生産の方法

Q19. 種苗法の品種登録を行っていない品種を生産方法に記載できますか。

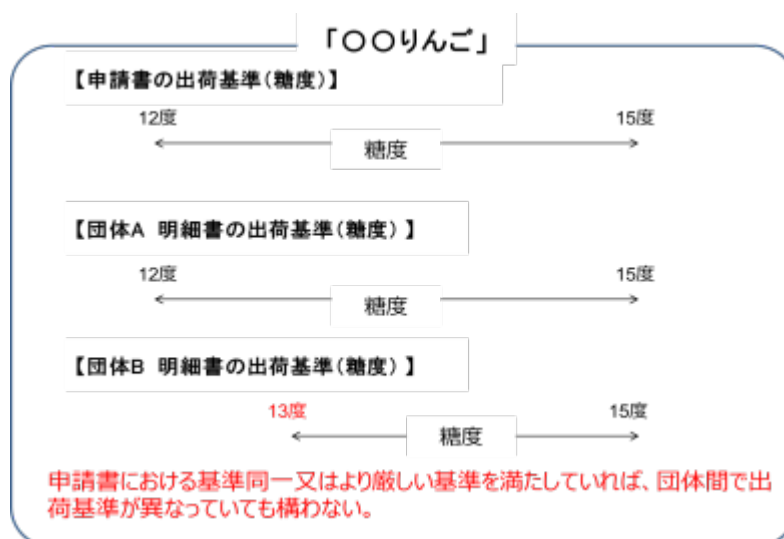
A19. 種苗法に基づく品種登録がなされていなくても、同法第２条の品種の定義を満たしていれば、「品種」として記載することが可能です。

【種苗法 第２条】

第２項 この法律において、「品種」とは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」という。）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

Q20. 共同申請において、二つの団体の間で、生産の方法の出荷基準に違いがある場合でも申請できますか。

A20. 共同申請において、団体間の出荷基準に違いがある場合であっても、各団体が作成する明細書における出荷基準が、申請書における出荷基準と同一又はより厳しい基準となっているのであれば問題ありません。



Q21. 生産方法を変更した場合、新たに概ね 25 年の生産実績が必要でしょうか。

A21. （３）特性Ｑ４を参照してください。

（６）生産者団体

Q22. 同一製品について、生産者団体が複数ある（使用名称が同一で、生産地が同一又は重複・隣接関係にある。）場合、①単独で申請することは可能でしょうか。②連携して申請するには、どのように申請すればよいでしょうか。

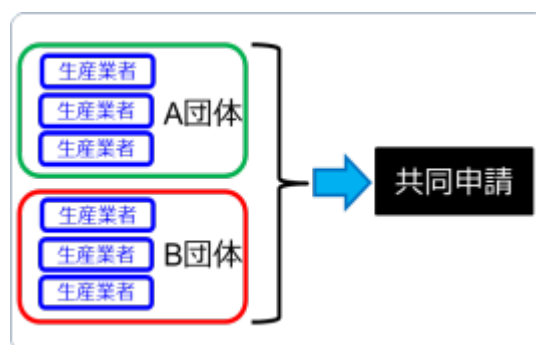
A22.

- ① 同一製品について、生産者団体が地域の生産業者全てを網羅していない場合、その名称から当該製品を特定できないおそれがあることから、生産シェアや流通の実態等を踏まえて審査され、場合によっては、登録の拒否や留保付登録となることもあり得ます。
- ② 複数の生産者団体が連携して申請する方法については、いくつかの方法がありますので、各生産者団体の実態などを考慮して選択してください。

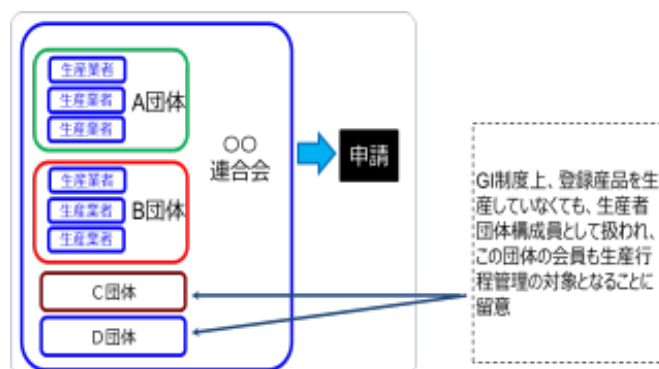
* A 団体、B 団体の 2 つの生産者団体が存在する場合

1) A 団体、B 団体が共同で申請する

「明細書」は、A 団体と B 団体それぞれが作成する。生産の地域、生産の方法に違いがある場合は、異なる箇所を「明細書」に明記する。

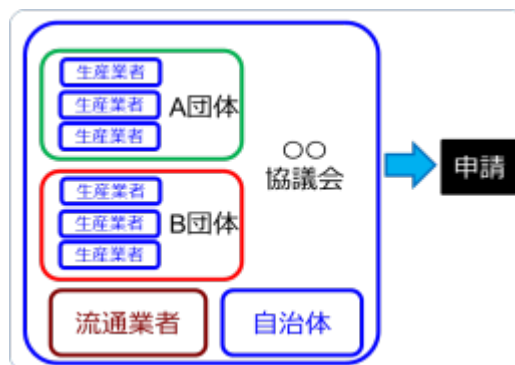


2) A 団体、B 団体を構成員とする団体が申請する（連合会、中央会等の上部団体が申請するケース）



連合会等の組織でも申請が可能ですが、登録産品に関係のない構成員が多数存在する場合は注意が必要です。制度上、生産者団体の構成員は全て「生産行程管理」の対象とみなされるため、生産地域の範囲との兼ね合い等を考慮して検討し、場合によっては、登録産品の生産に関係する団体を中心に協議会等を組織する方が好ましい場合もあります。

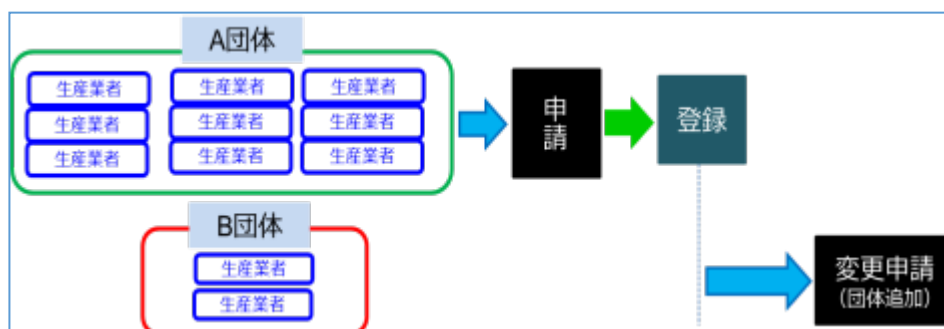
3) A 団体、B 団体を構成員とする新たな団体を組織し申請（例：法人格を持たない協議会）



4) 共同申請とせず、生産者団体を追加する変更の登録による個別申請

複数の団体が存在する場合、共同申請等により全ての団体が登録生産者団体となることが望ましいですが、A 団体、B 団体が共同して申請することが困難な場合、先行的にある程度のシェア等を有する一方の団体のみで登録申請し、登録された後、もう一方の団体が当該登録について、団体を追加する「変更の登録」申請を行うことが可能です。

例えば、知的財産保護の観点から申請を急ぎたいが、一部の団体において、生産行程管理業務の構築が進んでおらず、それを待っていると全体の申請が遅れてしまうケースではこのような手法が有効です。



Q23. 生産業者が、生産者団体を組織しなくても、自身の生産行程に対する「生産行程管理業務」を第三者機関に委託すれば、生産業者自身が申請者となることができますか。

A23. できません。申請者は生産業者を直接又は間接の構成員とする団体であることが必要です。そのため、特定の企業等の生産業者が申請主体となることは認めていません。

Q24. 生産業者が申請団体の間接構成員である場合において、生産業者の加入の自由は直接の構成員である特定の団体のみあればよく、申請団体に加入の事由に関する規定はなくてもいいのでしょうか。

A24. GI 法では、生産者団体は、正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとされています。その

ため、申請団体の直接の構成員は団体に限るとされている場合、直接構成員として団体が追加で加入できる旨の規定は必要ですが、個人の資格で直接の構成員となることを禁じることは現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付すことにはならないため問題ありません。

Q25. 申請団体の非構成員が生産したものであっても、明細書の適合性が確認された産品であれば、地理的表示及び GI マークを付すことはできますか。

A25. GI 法上、産品に地理的表示及び GI マークを付すことができるのは生産者団体の構成員である生産業者及び当該生産業者から当該産品を直接又は間接に譲り受けた者に限られ、非構成員が生産したものに地理的表示及び GI マークを付すことはできません。

（7）生産行程管理業務

Q26. GI 法第2条第6項第2号における「必要な指導、検査その他の業務」とは何を指すのでしょうか。

A26. 生産者団体が行う指導、検査その他の業務とは、生産者団体が、その構成員たる生産業者の事務所、倉庫、ほ場等において、生産方法の確認や農林水産物等の検査を行うこと、特定農林水産物等に適切に地理的表示や GI マークが付されていることについて確認を行うこと、生産業者に生産基準や適切な地理的表示や GI マークの使用方法を遵守させるために栽培又は出荷前に定期的に講習会を開催すること等をいいます。

Q27. 生産行程管理業務は、全て登録団体が行わなければならないのでしょうか。

A27. 生産行程管理業務についてはその全部又は一部を登録団体以外の第三者が行うことも可能ですが、生産行程管理業務の実施能力を有する者に委託する必要がある、生産行程管理業務規程において委託した第三者が行う内容を記載しなければなりません。

また、仮に、委託した第三者が適切に生産行程管理業務を行わない場合には GI 法に基づく措置命令の対象となり、同命令に従わない場合には登録の取消しの対象となることに留意が必要です。

Q28. 第三者に生産行程管理業務を委託できるのは、どういう場合ですか。

A28. 委託の範囲について法令上特段の定めはありませんが、GI 法施行規則で定める基準に適合した内容を実施可能な団体でなければなりません（GI 法施行規則第15条参照）。なお、その場合でも生産者団体は第三者が実施する生産行程管理業務が適正に行われていることを検証し、最終的な生産行程管理業務規程遂行の責任を負います。

Q29. 生産者団体が「生産行程管理業務」の一部または全部を外部機関に委託する場合、外部機関が備えなければならない要件は何でしょうか。

A29. Q27、28 を参照してください。

Q30. 登録産品を集荷する農協等に地理的表示や GI マークの貼付を委託することはできますか。

A30. Q27、28 を参照してください。

Q31. 地理的表示を付することができる「登録産品を主な原材料として使用した加工品」（登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等）について、① どのような行為が「製造」又は「加工」に該当しますか。② 登録産品の原材料に占める割合に定めはありますか。

A31.

① （２）申請区分 Q8 を参照してください。

② 加工品に地理的表示を付することができるのは、登録産品が主な原材料として使用されている（当該加工品に登録産品の特性を反映させるに足りる量の登録産品が原材料として使用されている）場合です。

この「登録産品の特性を反映させるに足りる量」とは、

（ア）加工品の全体重量に占める割合

（イ）加工品の原材料のうち、登録産品と同一の種類の原材料に占める割合

が基準となります。

（ア）については、加工品の種類と登録産品の性質に応じて、適切な割合は異なります。

（イ）については、登録産品と同一の種類の原材料のうち、半量を下回る場合であっても、特性を反映させるに足りると認められる場合は当該加工品に地理的表示を付することができる場合があります。

（８）表示関係

Q32. GI 産品の名称と同一又は類似の名称とはどのような名称ですか。

A32. GI 法第 3 条及び第 5 条に規定する「地理的表示又はこれに類似する表示」とは、それが付された農林水産物等が GI 法第 6 条の登録を受けた特定農林水産物等と誤認混同させる表示をいいます。具体的には、下記ア及びイの例は地理的表示と同一の表示と、下記ウからカの例は地理的表示に類似する表示と考えられます。

なお、文字の構成上は地理的表示と紛らわしい表示であっても、当該表示が付された農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特性を持ち、その特性と法第 6 条の登録を受けた特定農林水産物等の特性が各々明確に区別され、商取引上も明確に区分されるなど識別が容易であると客観的要素から需要者等が判断可能である場合や原産地表示の一環として行われることが明らかな場合等もあることに留意が必要です。

ア 登録名称の音を平仮名、片仮名、訓令式若しくはヘボン式ローマ字又は漢字を用い相互に変換した表示

イ 登録名称の前後に登録産品の生産地を含む県名等や等級などの修飾語を付した表示

ウ 登録名称を分断するように何らかの文字等を挿入した表示

エ 全体の称呼や外観が酷似しており、登録名称を表したものと誤認するおそれを招来する表示

- オ 普通名称に加え括弧書きで登録産品の生産地に係る地名を付した表示
- カ 登録名称の全部又は一部を翻訳した語の音を平仮名等に変換した表示

Q33. GI 登録した際に登録された名称と GI マークを表示すれば、類似の商品名を合わせて表示することは可能ですか。

A33. 登録された産品の名称・GI マークと併せて各生産業者の屋号などを表記することは可能です。ただし、GI 法上、登録団体の構成員であっても類似名称を使用することはできないとされているので、登録産品の類似名称と考えられる名称を登録産品の名称と併せて使用した場合には、その表示の態様によっては措置命令の対象となることもあり得ます。Q32 も参照してください。

Q34. 地理的表示に図形を組み合わせて使用することや、地理的表示を特殊な字体で表示することは可能ですか。

A34. 実際の表示の態様次第ですが、地理的表示・GI マークの他に図形を付すことや地理的表示に特殊な字体を用いることは可能と考えます（Q32・Q33 を参照してください）。

Q35 食品表示法等に基づく原産地表示は、地理的表示の使用規制の対象となるのでしょうか。

A35. 法令の規定に基づき農林水産物等の原産地を表示する場合は、原則として、地理的表示又はこれに類似する表示には該当せず、規制対象となりませんが、原産地の表示が、その表示を付された商品が登録産品であると需要者に誤認を生じさせる方法で行われる場合には規制対象となることがあります。

例えば、「○○りんご」という地理的表示が登録を受けている場合に、「産」の文字を著しく小さく表示した上で「○○産りんご」として表記することなどが考えられます。Q32 も参照してください。

Q36. 登録産品のカタログや広告、レストラン等におけるメニューに地理的表示や GI マークを表示することはできますか。

A36. 現行の GI 法上、広告やメニュー表示等サービス分野における地理的表示・GI マークの使用に関する規定はありません。しかしながら、登録された産品以外の産品に登録名称を使用することは、当該産品の名称が商標登録されている場合は商標法に基づく差止請求等の対象になり得るほか、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）等の規定に抵触するおそれもあります。

農林水産省では、広告やインターネット販売等に係る GI マークの使用等に関するガイドライン（「広告、インターネット販売、外食業等における GI マークの使用に関するガイドライン」）を設けていますのでそちらも御確認ください。

なお、農林水産省では、平成 29 年 12 月上旬の日 E U・E P A 交渉の妥結を踏まえ、GI 産品へ地理的表示を付す場合だけでなく、広告等のサービスの使用も規制の対象とする方向で GI 法の改正を検討しています。

Q37. 地理的表示の登録を受けた農林水産物等を使用した加工品に GI マークを付して、他の商品との差別化を図ることはできますか。

A37. できません。GI マークは登録された産品に付されるものですので、加工品として登録されていない産品に GI マークを付すことはできません。

Q38. 他のロゴマーク（例：地域のご当地キャラクター）と、GI マークを組み合わせることはできますか。

A38. ロゴマークは一種の屋号紋と考えられるため、地理的表示・GI マークを覆い隠すこと等がなければ原則として可能と考えます。

Q39. 地理的表示若しくはこれに類似する表示又は登録標章を「付する」とは具体的にどのような行為を指すのでしょうか。

A39. GI 法第 3 条及び第 4 条でいう「付する」行為とは、GI 法第 6 条の登録を受けた特定農林水産物等の名称を直接印刷、刻印することのほか、当該名称を印刷したシール等を付すことや当該特定農林水産物等の陳列棚に当該名称を記載した値札等を置くことも含みます。

なお、GI 法第 3 条及び第 4 条においては、地理的表示又は GI マークを付す者は生産業者とされていますが、ここでいう生産業者には、登録生産者団体の構成員である生産業者から、その生産に係る特定農林水産物等に地理的表示又は GI マークを付すことを委託された者も含まれます。

Q40. 登録産品に地理的表示を付することができるのは誰ですか。

A40. Q25 を参照してください。

Q41. 単色の GI マークは使用可能でしょうか。

A41. GI 法施行規則では、GI マークに使用することができる色は規定しており、食品衛生上の事情その他の事情から他の色とすることが相当であると認められる場合は、当該他の色でも可とされています。

今後、広く GI 制度の普及を進めていく意味でも、「その他の事情」には、食品衛生上の事情のみならず、事業者の経済的な事情等も含むことが適当と考えられます。そのため、GI マークとしての識別性を失わせるような色使いでない限り、色の使用については柔軟に解釈することが可能ですので、農林水産省食料産業局知的財産課に御相談ください。

（９）先使用

Q42. GI 法第 3 条第 2 項第 4 号でいう「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは具体的にはどのようなことを意味するのでしょうか。

A42. GI 法第 3 条第 2 項第 4 号でいう「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の

目的」とは、図利目的・加害目的のほか、公序良俗や信義則に反する目的一般をいいます。

具体的には、ある農林水産物等について生産、販売を行い、その後、当該農林水産物等と同一又は類似名称を有する GI 法第 6 条の登録を受けた特定農林水産物等の生産者団体に対して先使用による地理的表示の使用を止めるために高額の見返りを求める場合、生産者団体の構成員など特定農林水産物等について GI 法第 7 条に基づく申請が行われることを知り得る立場にあった者が先使用者の地位を得て当該特定農林水産物等のブランド価値に便乗する場合、GI 法第 8 条又は第 24 条に基づく特定農林水産物等に係る公示開始後に販売等を開始したことをもって先使用者としての地位を主張する者が、当該特定農林水産物等のブランド価値に便乗する場合等は不正の目的があると判断されます。

なお、GI 法第 3 条第 2 項第 4 号は業務としての継続性を要求しているため、先使用として認められるためには、反復・継続性が必要です。

(10) 商標

Q43. 申請した製品の名称と同一又は類似の商標が出願・登録されている場合の取扱いはどうになりますか。

A43. 商標権は、登録商標を独占的に使用する権利（専用権）と他人の使用を禁止する権利（禁止権）があり、禁止権の範囲は、類似する商標、類似する指定商品又は指定役務の範囲についてまで及ぶとされます。

GI 法では、申請製品と同一又は類似する商品を指定商品又は指定役務とする申請製品の名称と同一又は類似の登録商標がある場合（GI 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ）は原則として登録拒否事由に該当するとされていますが、これは既登録商標の効力を不当に制限しないように調整しているためです。そのため、ここでいう「類似」とは、商標側から見た「類似」を指し、申請された製品の名称について既登録商標の効力（禁止権）が及ぶか否かを判断すること、つまり、既登録商標権者が申請農林水産物等の名称と同一・類似の文字部分について他人の使用を排除する権利を有しているか否かを基準に審査されます。

商標制度における商標の類否の判断は、商標全体を観察し比較するのが原則ですが、その構成態様に応じて構成中の一部分（商標の要部）を比較することも許容されています。したがって、文字と図形からなる結合商標等の場合には、当該商標の構成中の文字部分のみを抽出して比較する場合も多くあります。この場合の判断の材料となるのが、当該文字部分自体が識別力を有するか否かという点です。例えば、製品の一般名称、地名や品種名等については、その語自体で自他商品の識別標識として機能しない語であり、識別力を有しないと判断するのが原則となります。

そのため、申請した製品の名称と同一又は類似の文字を含む商標が登録されている場合、GI 法に基づく審査においては原則として以下のとおり判断されます。

ア 「地名＋製品の一般名称（例：○○みかん（○○は地名））」で構成される地理的表示と、「地名＋製品の一般名称」を含む結合商標は、原則として、非類似と判断されます。

※ 著名商標や地域団体商標を除き、「地名＋製品の一般名称」からなる文字は識別力がないものとして取り扱われるため。

イ 「地名＋製品の一般名称」のみで構成されてない地理的表示（例：○○△△ホタテ。○○は地名。△△は図形や文字）と、それと同一又は類似の文字を含む結合商標については、その構成によっては、類似

と判断される可能性があるため、審査の過程において必要に応じ農林水産省から特許庁へ照会がなされます。なお、商標が出願中であって登録されていない場合は、商標との類似に関する部分以外の部分の審査を先行して進めることとされています（審査要領第2の1（4）オ参照）。

Q44. GI 法に基づき産品が登録された後に、出願し登録となった当該産品の名称と同一又は類似の商標（当該産品の名称を表す文字を含む結合商標等）を使用する場合はどのような扱いになるのでしょうか。

A44. GI 法に基づき登録された後に、出願し登録となった当該登録産品の名称と同一又は類似の商標を使用する場合は、文字のみで構成される商標に限らず、図形等との結合商標であっても、当該商標の使用はGI産品の名称と同一又は類似の表示であるとしてGI法による規制の対象となります。これは、文字商標であれ、結合商標であれ、何人もGI法に基づき登録された産品の名称と同一又は類似の名称を表示してはならないというGI法第3条第2項第2号及び第3号の反対解釈によるものです。

※ GI 法第3条第2項第2号及び第3号では、

- ・ GI 法に基づく登録の日前の商標出願に係る登録商標が当該商標の権利者により使用される場合（GI 法第3条第2項第2号）
- ・ GI 法に基づく登録の日前から商標法等の規定により商標を使用する権利を有している者が当該権利に係る商標の使用をする場合（GI 法第3条第2項第3号）

を例外的に許容していますが、その反対解釈として登録の日後に商標登録出願された場合等についてはその使用は認められないこととなります。

Q45. 申請する名称と同一又は類似する商標について、申請者自らがその商標権者である場合でも商標権者等の承諾を証明する書面（承諾書）の提出は必要でしょうか。

A45. 不要です。

Q46. 申請しようとしている名称と登録商標に含まれている文字部分等が同一又は類似かどうかの判断のポイントは。

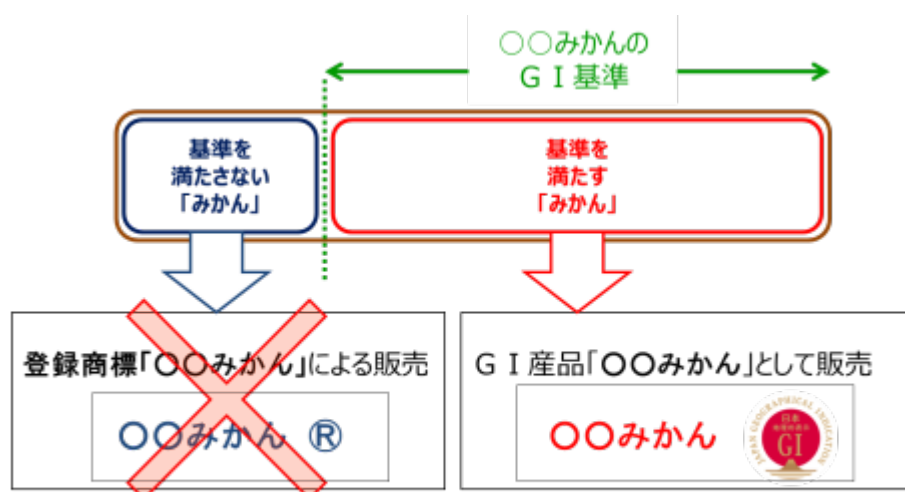
A46. Q43を参照してください。

Q47. 地理的表示に係る登録生産者団体の構成員であり、かつ、当該産品の名称と同一又は類似の商標を自ら登録しているため、産品の品質に応じてGI法に基づき登録された産品の名称の表示（地理的表示）と商標権に基づく表示を使い分けたいと考えています。GI法に基づき登録された産品の基準を満たすものには地理的表示とGIマークを付し、基準を満たさないものには商標を使用するという使い分けをすることは

できますか。

A47. 両者をそのように使い分けることはできません。

自らが生産者団体の構成員である場合、生産者団体の定める生産行程管理業務規程に従う必要があります。そのため、生産者団体の構成員自らが GI 法による登録を受ける前に出願・登録した登録商標であり、かつ、当該商標が GI 法に基づき登録された製品の名称と同一又は類似である場合、生産者団体の構成員に GI 法に基づき登録された製品の基準を満たさない製品について当該商標を使用することを認めると、当該構成員が属する生産者団体は地理的表示及び GI マークを、構成員である生産業者に適切に使用させるという生産行程管理ができない団体ということになるため、GI 法に基づく措置命令等の対象となります。



「〇〇みかん」という名称を表示する場合、GI 基準を満たしている「みかん」であることが求められる。

(11) その他

Q48. 日本の GI 制度において登録されたら海外でも保護されるのでしょうか。

A48. 保護されません。登録の効果は我が国の国内に限られます。

しかしながら、海外との地理的表示の相互保護を進めているところであり、将来的に様々な国で生産者団体の経済的負担なく海外で保護される可能性があります。

例えば、平成 29 年 12 月に交渉妥結した日 EU・EPA においては、EU の 71 産品を日本で、日本の 48 産品を EU で保護することで合意しています。

Q49. 海外から地理的表示が付された模倣品（登録基準を満たさない農林水産物等）が輸入された場合は、取締りの対象となりますか。

A49. 取り締まりの対象となります。輸入業者が GI 法により登録された製品の生産業者から直接又は間接に譲り受けた製品以外の産品に地理的表示やこれに類似する表示を付して陳列等することは禁止されています。